

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年4月25日第33回中種子町中央公民館1階 小会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹
鮫島安平・花野進・上妻廣美・鎌田正司
森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・増野幸孝・松原浩則
平山信一郎・美原康幸・塩浦守男

3. 欠席委員

中崎和行・秋田澄徳

欠席推進委員

梶原哲朗・池山久志

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第33回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は7番中崎委員、11番秋田委員から欠席の旨通告がありましたので報告致します。出席委員は、13名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、2番梶原推進委員と7番池山推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番鳥居委員、2番梶原委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3，議案第 1 号「農地法第 3 条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の 1 ページをお開き下さい。議案第 1 号，農地法第 3 条申請について説明致します。所有権移転 3 件，筆数 7 筆，面積 12,456㎡，畑 12,456㎡。計，件数 3 件，筆数 7 筆，面積 12,456㎡，畑 12,456㎡です。これらの件につきましては農地法第 3 条第 2 項には該当しないため，許可要件を満たすと考えます。ご審議の程，宜しくお願い致します。

(議長)順位 1 について，事務局から説明をお願いします。

(事務局)はい。議案第 1 号順位 1 について説明を致します。去る 4 月 13 日，譲受人，〇〇〇〇さんの奥さんである〇〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇－〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字地番〇〇〇〇－〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字地番〇〇〇〇－〇，地目畑，面積〇〇〇〇㎡。同字地番〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇，〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営開始で，売買金額は 2 8 万円となっております。場所につきましては，4 ページをお願いします。〇〇公民館から〇へ〇〇m ほど行き，右へ入りまして，そこを〇〇m ほど進んだ所に申請地があります。今回の申請地で現況が雑種地となっているものにつきましては，令和 3 年に非農地通知を行っており，法務局で非農地として認められなかったため，登記は畑のままとなっております。調査の結果，労働力は確保しており，農業機械については，同じ自治会の方から借りるとのことでした。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13 番委員)はい。

(議長)1 3 番委員，お願いします。

(13 番委員)はい。永浜です。現況は雑種地となっているということですが，これは畑に戻してからということですか。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)はい，戻すとのことでした。

(議長)1 3 番，よろしいですか。

(13 番委員)はい，わかりました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)次に順位 2 について，担当調査委員の 9 番上妻委員から説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位3について説明を致します。去る4月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 〇〇市〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が島外居住のため管理不能、譲受人が相手方の要望で、売買金額については、15万円となっています。場所につきましては、4ページになります。国道58号線を〇〇〇〇から南種子に向かい〇〇〇mほど行き左へ入り〇〇mほど行くと〇〇さん宅があります。そこから下へ直線で〇〇〇mほど行った所になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)次に順位3について、担当調査委員の3番中島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番中島です。議案第1号順位3について説明を致します。去る4月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 大阪府〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇〇号、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 西之表市〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営開始で、売買金額は86万7千円となっております。場所につきましては、〇〇地区の〇〇〇〇〇前の十文字から〇へ約〇〇〇mほど行った所の左側になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。13番です。

(議長)13番委員、お願いします。

(13番委員)はい。航空地図を見た時に、この建物のようなものがありますが、これは何ですか。

(3番委員)はい。

(議長)3番委員、お願いします。

(3番委員)はい。そこは、倉庫になっていました。元々、〇〇さんは家のみが欲しかったのですが、譲渡人が川商ハウスを通じて畑も含め、家周辺の土地も一緒に購入することが条件で購入したことは聞いておりますが、倉庫については聞いておりません。

(議長)事務局は、把握してないでしょうか。

(事務局)はい、把握はしておりませんが、倉庫の大きさが200㎡を超えていなければ届

け出があれば良いのですが、本来なら分筆して雑種地に替えなければならないと思いますが、譲渡人が以前提出されているかは確認してみないと説明が出来ませんので調べてみます。

(議長) 13番委員。

(13番委員) はい。それでは、再度調査をしてからの方が良いのではないかと思います。

(議長) この案件は、再度調査をしてからという13番委員からの意見がありますが、それでよろしいですか。

(委員) 異議なし。

(議長) それでは、順位3については保留とします。

(議長) これから採決します。議案第1号の順位1と順位2については、許可することにご異議はありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1と順位2については、許可することに決定しました。次に、日程第4、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の8ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。件数4件、筆数5筆、変更面積11,205㎡、契約年数5年から10年の合意解約であります。詳細につきましては、9ページから14ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員) はい。

(議長) 12番委員、お願いします。

(12番委員) はい。12番森山です。9ページの日高さんの件で、解約理由が利用権の種類を変更するとなっておりますが、13ページの申出書に機構管理農地とあります。これは、次の耕作者が見つかるまで中間管理機構が管理するという事でよろしいのでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) はい。その通りです。

(議長) 12番よろしいでしょうか。

(12番委員) はい、わかりました。こういうふうには中間管理機構が管理農地としてもらえるのであれば、将来耕作放棄地になり得るような農地も、この制度を活用するような方向に進めていけば良いと思います。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

(13番委員) はい。

(議長) 13番委員、お願いします。

(13番委員) はい、順位2の解約の理由の耕作者不在のところを詳しくお願いします。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) はい、耕作していた方が町外であったため中種子町での耕作が難しくなり解約と

なり機構が管理していましたが、その後の借り人が見つからなかったため、所有者に返されるということです。

(議長) 13番, よろしいですか。

(13番委員) はい。わかりました。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に日程第5, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の15ページをお開きください。承認第2号, 農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年4月28日を公告日とする利用権設定, 貸借権30件, 筆数54筆, 面積144,795㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については16ページから86ページに添付してあります。なお, 今回の貸借権については, 全て中間管理事業法の集積一括方式によるもので, 配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長) これから, 貸借権順位1から順位29について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員) はい。

(議長) 13番委員, お願いします。

(13番委員) はい。13番永浜です。41ページの賃借料が1万円となっておりますが, この金額で間違いはないんですか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) はい, 耕作者は金額を上げたかったとのことですが, 所有者の方が耕作をしてくれるだけで良い, 無償でも良いと言われたようです。しかし, 耕作者が申し訳ないということで, この金額設定で話がまとまったということを知っております。

(議長) 13番委員, よろしいですか。

(13番委員) はい。わかりました。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号の順位1から順位29については, 承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位1から順位29については, 承認することに決定しました。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、4番松原推進委員の退室をお願いします。

(4番松原推進委員が退室)

(議長)これから貸借権順位30について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位30については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位30については、承認することに決定しました。

(4番松原推進委員が入室)

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第33回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。